

総社市告示第33号

総社市低炭素建築物新築等計画認定実施要綱（平成24年総社市告示第104号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条号」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条号とし、移動後条号に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条号（以下「追加条号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条号を除く。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(認定申請の添付図書)</p> <p>第2条 省令第41条第1項の規定に基づき市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）の技術的審査（法第54条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合しているかどうかを審査することをいう。）を受けた場合 当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付する適合証</u></p> <p>(2) <u>住宅の品質確保の促進に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関の技術的審査（法第54条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合しているかどうかを審査することをいう。）を受けた場合 当該登録住宅性能評価機関が交付する適合証</u></p> <p>(3) <u>品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価（設計された住宅に係るものに限る。）を受けた場合にあっては、登録住宅性能評価機関が交付する設計住宅性能評価書（品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能</u></p>	<p>(認定申請の添付図書)</p> <p>第2条 省令第41条第1項の規定に基づき市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) <u>エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関の技術的審査（法第54条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合しているかどうかを審査することをいう。）を受けた場合 当該登録建築物調査機関が交付する適合証</u></p> <p>(2) <u>住宅の品質確保の促進に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関の技術的審査（法第54条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合しているかどうかを審査することをいう。）を受けた場合 当該登録住宅性能評価機関が交付する適合証</u></p>

改正後	改正前
<p><u>評価書をいう。）（当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1の5の5-1断熱等性能等級に係る評価が等級4であり、かつ、同表の5の5-2一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級5であることを証するものに限る。）の写し</u>  <u>（構造計算適合性判定の準用）</u></p> <p><u>第3条 法第53条第1項の規定による認定の申請をする者（以下「申請者」という。）が、法第54条第2項の規定による申出（法第55条第2項の規定により準用する場合を含む。）をする場合は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3及び第18条第4項から第11項までの規定を準用する。この場合において、同法第6条の3第8項及び第18条第11項中「当該建築主事」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>2 市長は、前項の場合において、低炭素建築物新築等計画が建築基準法第6条の3第1項又は第18条第4項の構造計算適合性判定を要するものであるときは、申請者から同法第6条の3第7項若しくは第18条第10項の適合判定通知書又はその写しの提出を受けた場合に限り、法第54条第1項の規定による認定（法第55条第2項の規定により準用する場合を含む。以下「認定」という。）をすることができる。</u>  <u>（認定基準）</u></p> <p><u>第4条 法第54条第1項第2号に規定する「基本方針に照らして適切なものであること」を判断する場合において、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第5項に規定する都市施設である緑地の区域内においては、認定しない。ただし、当該区域内であっても、当該建築物の立地について想定されることが許可等により判明している場合は、この限りでない。</u>  <u>（事前審査）</u></p> <p><u>第5条 申請者は、市長に申請書を提出する前に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関に低炭素建築物新築等計画に係る技術審査を依頼し、適合証の交付を受けることができるものとする。</u></p> <p><u>2 前項に定める適合証は、法第54条第1項に定める認定基準について、次の各号に定める認定基準の区分に適合することを証したものであること。</u></p> <p><u>（1）法第54条第1項第1号関係（エネルギーの使用の効率性）</u></p>	

改正後	改正前
<p>(2) <u>法第54条第1項第2号関係</u> (基本方針)</p> <p>(3) <u>法第54条第1項第3号関係</u> (資金計画)</p> <p>(取下げ届)</p> <p><u>第6条</u> 略 (認定しない旨の通知)</p> <p><u>第7条</u> 略 (取りやめ届)</p> <p><u>第8条</u> 略 (完了の報告等)</p> <p><u>第9条</u> 略 (改善命令)</p> <p><u>第10条</u> 略 (認定の取消し)</p> <p><u>第11条</u> 略 (その他)</p> <p><u>第12条</u> 略</p>	<p>(取下げ届)</p> <p><u>第3条</u> 略 (認定しない旨の通知)</p> <p><u>第4条</u> 略 (取りやめ届)</p> <p><u>第5条</u> 略 (完了の報告等)</p> <p><u>第6条</u> 略 (改善命令)</p> <p><u>第7条</u> 略 (認定の取消し)</p> <p><u>第8条</u> 略 (その他)</p> <p><u>第9条</u> 略</p>

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。